冤罪事件から真摯に学べ　～捜査側に求められるもの～

最高検察庁は、本年八月、「いわゆる氷見事件及び志布志事件による捜査・公判活動の問題点等について」とする検討結果を公表した。氷見事件とは、平成一四年一月及び三月に富山県氷見市内において発生した強姦事件と、強姦未遂事件により起訴され、懲役三年の実刑判決を受けた男性について、服役・出所後真犯人が現れ、本年一月に無実が明らかになったという事件である。また、志布志事件とは、平成一五年四月に施行された鹿児島県議会議員選挙に際し、立候補者であった男性外二名が、宮崎県境に近い山間部の六世帯有権者数二〇名が住む集落の住人の一〇名に対し、四回に亘り合計一九一万円を供与したとして起訴され、本年二月二三日鹿児島地裁において、公判中死亡した一名を除く一二名全員に無罪判決がなされたというデッチあげ事件である。

これらの冤罪事件は、マスコミ報道などにより周知となり、検察に対して厳しい批判が集中した。そのため、最高検としてこれらの事件の検察活動の在り方及び問題点を検証し、異例とも思えるその結果の公表に至ったものである。

その検討結果によれば、再発防止のための改善策として、①予断を廃除した証拠の慎重な吟味と総合的評価の重要性、②警察捜査に対する早期の積極的関与の必要性、③捜査指揮・決裁に当る検察官の事件担当検察官に対する指揮・指導のあり方は、その能力・経験に応じた適切なものであること、④事件に応じた捜査態勢を構築すべきこと、⑤長期公判を避け、被告人の身柄拘束期間の適正化に留意すべきこと、が指摘されている。

しかし、これらの指摘はこれまでも幾多の冤罪事件の中で、再三に亘り弁護人、弁護士会、学者、マスコミ等から指摘されてきた事柄であり、目新しいものではない。むしろ、次の三点について真剣な検討が必要であったと考える。

第一に、氷見事件にあっては、犯人とされた男性は捜査段階で捜査官の強引な取調べに抗し切れず自白している。また、志布志事件の被告人の内の一部に

あっても同様である。特に志布志事件にあっては、警察は被告人の父や孫の名前を記した紙に「こんな人間に育てた覚えはない。」とか「早く正直なじいちゃんになって。」といった台詞を書き、被告人の足首をつかんで踏ませるという暴挙に出たり、過酷な取調べに自殺未遂を図った被告人もいた。検察が真摯に再発防止策を考えるのならば、取調べ状況の全過程を録画するなど、取調べの可視化を提案すべきであった。

第二に、志布志事件にあっては、検察官が、国選弁護人が被告人の家族からの手紙を被告人に見せたことなどを理由として、裁判所に二名の国選弁護人の解任を働きかけ（結局解任された）たり、弁護士との面会内容をその都度被告人から供述調書にとるよう警察に指示するなどの弁護人の秘密交通権や弁護活動に対する重大な妨害行為を行った。しかし、前記検討結果にはこの点については全く触れられておらず、反省もなかった。

第三に、犯罪捜査の殆んどは、警察捜査と検察捜査の協力作業である。従って、冤罪事件に対する反省も、双方の協同作業の中で行われなければならない。最高検も犯罪捜査活動に対する国民の信頼を確保するために、積極的に県警或いは警察庁にアプローチして、このような協同作業をするべきであった。

【平成１９年９月１３日　静岡新聞　朝刊　掲載】